

難ナル事情アル者ニ對シ入社後ニ於テ最善ノ方法ニ依リ救済手段ヲ講スルコト、

ニ會社ハ將來従業員ノ缺員ヲ生シタル場合

ニ於テ其詮衡ニ依リ解雇者ヲ採用スルコト、

三、會社ハ爭議ノ經過ニ鑑ミ爭議ニ關シ訴

追ヲ受ケタル者ノ家族及負傷者等ニ對

於テ救済スルコト

シ金八千圓ヲ給與スルコト

以上